Novel Golf Challenge Tour 企業サポーター規約

第1条（目的）

本規約は、株式会社**LyM**（以下「主催者」）が主催・運営する **Novel Golf Challenge Tour**（以下「**NGCT**」）の理念に賛同し、NGCTへの協賛を行う法人又は団体（以下「企業サポーター」）が遵守すべき事項を定めるものである。

第2条（申込手続）

1. 企業サポーターとしてNGCTへの協賛を希望する者（以下「申込者」）は、主催者所定の手続に従い申込みを行わなければならない。
2. 申込者は、主催者による審査で登録が認められた場合、本規約に定める協賛金を支払うことで企業サポーター資格を取得する。協賛金の支払に要する費用は申込者が負担する。
3. 主催者は審査の結果、申込を拒否することができる。この場合、既に支払われた協賛金は返還されるが、返還費用は申込者の負担とする。
4. 主催者は審査内容および結果理由を申込者に開示しないものとし、申込者はこれを承諾する。

第3条（協賛金）

1. 協賛金は1口あたり11万円、最低口数は1口とする。
2. 支払われた協賛金は、第2条第3項の場合を除き返還されない。

第4条（企業サポーターの権利・特典）

企業サポーターは支払口数に応じ、以下の権利・特典を有する。

■共通（**1**口ごと）

- NGCTの入場チケット2枚
- クラブハウス駐車場1枠利用（台数制限があり利用できない場合があることを了承する）

■1口～9口

- 大会当日撮影コンテンツを30日間商業利用可（主催者が認めた場合は他用途も可）
- 参加選手・観戦者への自社商品の配布や提供（主催者の指示に従うこと）
- 参加選手に関する情報の開示（拒否された場合は開示できない）
- NGCT公式HP・SNS・パンフレット等への社名掲載（順序・方法は主催者裁量）

■10口～19口

- 上記1～9口特典

- ティーイングエリア及び表彰式エリアへのポップアップバナー設置（サポーター負担で用意）

■**20**口以上

- 上記10～19口特典
- キャディビブス・カートへの企業ロゴ掲載
- コース内指定箇所への看板設置（サポーター負担で用意）

第**5**条（副賞等）

企業サポーターは主催者と協議のうえ、副賞・ニアピン賞・イーグル賞等を設けることができる。

第**6**条（義務）

企業サポーターは主催者の指示に従い、第4条の特典を適切に行使しなければならない。

第**7**条（企業サポーター用チケット）

1. 企業サポーター用チケット利用者はコミュニケーションエリアに立ち入ることはできない。
2. 企業サポーターは利用者にNGCT観戦規約を遵守させる義務を負う。

第**8**条（譲渡禁止）

企業サポーターは、本規約に基づく権利義務を第三者に譲渡または担保提供してはならない。

第**9**条（著作権等）

主催者はNGCT関連の冊子・Web・映像に企業ロゴを掲載することがあり、企業サポーターはこれを承諾する。著作物の権利は主催者に帰属する。

第**10**条（禁止事項）

1. 企業サポーターは以下の行為を行ってはならない。
    - 法令・公序良俗に反する行為
    - 主催者や第三者の権利侵害、損害を与える行為
    - NGCTや関係者の評価・イメージを毀損する行為
    - 政治的・宗教的メッセージの掲載
    - 主催者が不適切と判断した行為
2. 企業サポーターはチケット利用者にも前項を遵守させる。

第**11**条（大会の中止等）

1. 主催者は悪天候・疫病・社会情勢等により大会中止・不成立・短縮を決定できる。企業サポーターは異議を述べることはできない。
2. 競技不成立・中止でも協賛金は返還されない。ただし副賞等に係る賞金は返金される。
3. 予備日が設けられる場合があり、企業サポーターはこれを承諾する。

第12条（免責事項）

1. 協賛によるメディア露出は保証されない。
2. 天候やゴルフ場指示によりバナー・看板・カートロゴが掲出できない場合がある。

第13条（反社会的勢力の排除）

（原文通り、暴力団等でない旨の表明保証、違反時の資格取消・賠償責任を明記）

第14条（資格取消）

（原文通り、規約違反・指示不履行・信頼関係毀損時の取消権）

第15条（損害賠償）

（原文通り、損害賠償義務、上限は協賛金額）

第16条（準拠法）

本規約は日本法に準拠する。

第17条（管轄）

本規約に関する紛争は千葉地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第18条（協議）

定めのない事項や疑義は主催者と企業サポーターが協議して決定する。

第19条（規約改定）

主催者は通知により本規約を改定できる。